

新型コロナウイルス感染症 第1波への対応 検証報告書



令和2年6月26日
西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部

<目次>

はじめに	3
総論	5
各論 1. 感染者対応・感染拡大防止	7
2. 感染予防への取り組み	9
3. 市民生活の維持・支援	11
4. 事業者支援・経済対策	13
5. 子供に対する支援	15
6. 市民への広報・情報の取り扱い	17
7. 行政機能の維持	19
おわりに	21
参考資料	
主な取り組み一覧表	23
本市における財政措置　～補正予算の概要～	25
寄附・寄贈の概要	26
<別冊>時系列一覧表	

<主な出来事>

- 1/6 中国 武漢で原因不明の肺炎 厚労省が注意喚起
- 1/14 WHO 新型コロナウイルスを確認
- 1/16 日本国内で初めて感染確認 武漢に渡航した中国籍の男性
- 1/22 西宮市対策調整会議（保健所、防災危機管理局）**
- 1/30 WHO「国際的な緊急事態」を宣言
- 1/31 保健所電話相談窓口設置**
- 2/3 乗客の感染が確認されたクルーズ船 横浜港に入港
- 2/7 指定感染症に指定
- 2/10 西宮市帰国者・接触者相談センター運用開始**
- 2/27 安倍首相 全国すべての小中高校に臨時休業要請の考え公表
- ” **西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部設置**
- 2/28 西宮市一般相談窓口開設**
- 3/1 市内初の感染者発生**
- 3/2 西宮市 BCP 発動**
- 3/3 市内学校臨時休業**

市内患者発生状況（6月21日14時00分現在） ※再陽性1名含む

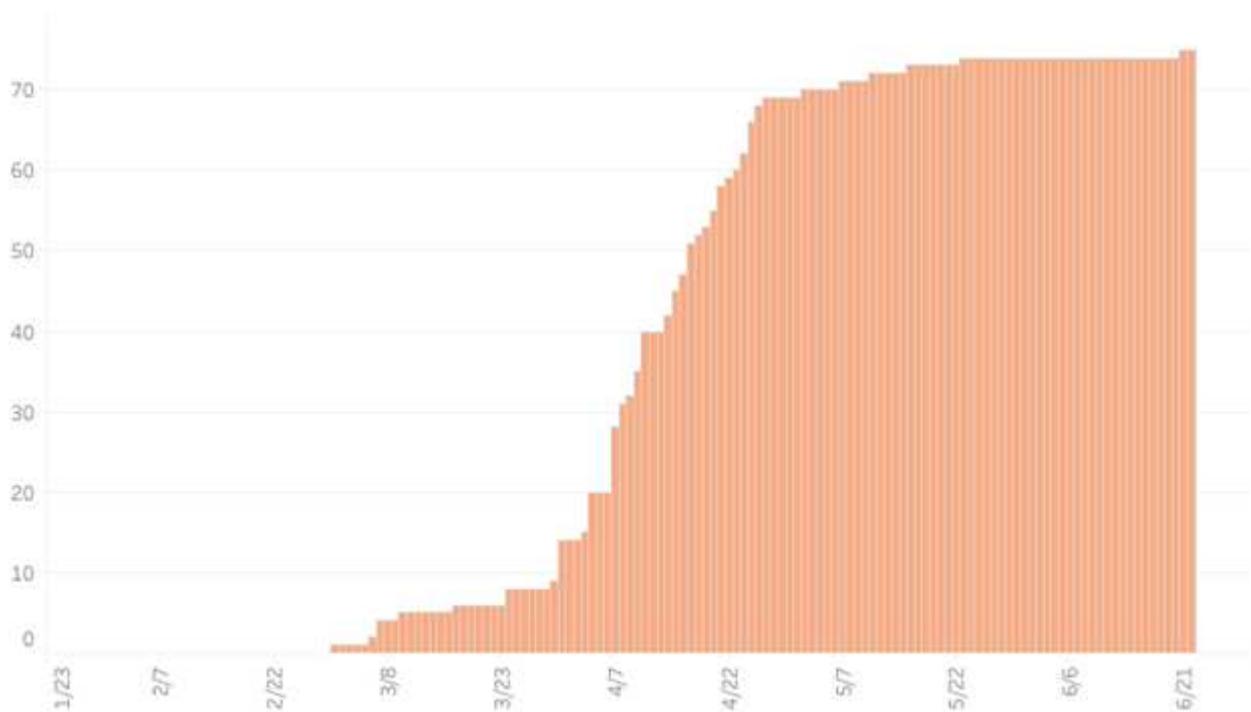
患者数	(内訳)		
	入院・入院調整中	死亡	退院
75	1	6	68

※患者数 75 名には、市外住所者 5 名を含む

新型コロナウイルス感染症の陽性者数（令和2年6月22日結果判明分）

（注）再陽性、他市で検査または医療機関が保険適用で行った検査を含みます。

陽性者数（本市発表分）【累計】



- 3/9 専門家会議「3条件重なり避けて」
- 3/24 東京五輪 1年程度延期に
- 4/3 **市内学校教育活動の再開（短縮授業）**
- 4/6 **市立学校臨時休業延長**
- 4/7 7都府県に緊急事態宣言 「人の接触 最低7割極力8割削減を」
- 4/13 **学校臨時休業に伴う児童預かり開始**
- 4/16 「緊急事態宣言」全国に拡大 13都道府県は「特定警戒都道府県」に
- 4/17 **臨時給付金対策室、臨時給付金担当課設置**
- 4/18 国内の感染者 1万人超える（クルーズ船除く）
- 4/20 **保育所特別保育開始**
- 4/28 **市立小学校臨時休業延長（～5/31）**
- 5/4 政府「緊急事態宣言」5月31日まで延長
- 5/7 **特別定額給付金コールセンター設置**
- 5/21 緊急事態宣言 関西は解除 首都圏と北海道は継続
- 5/25 緊急事態宣言解除
- 6/1 **市立学校園再開**

はじめに ～検証の目的と検証方法～

令和元年12月に中国湖北省武漢市において病原体不明の肺炎患者が発生。その後、新型コロナウイルスと判明し、広東省や北京市、上海市などにおいても患者が確認された。日本国内においては、令和2年1月15日に初めて感染症患者が確認されたが、本市では、国内における患者発生を受けて、ただちに保健所と防災危機管理局で情報共有と今後の対策等の協議を開始した。1月29日には「食中毒・感染症対策マニュアル」に従い消防局や広報課も加わった「危機対策室」を設置。2月27日に首相が全ての学校について臨時休業とするよう要請する考えを示したタイミングで市長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、感染防止対策や市役所業務の見直し、各種支援策の検討・決定などを機動的に行った。これら組織的に対策を進めてきた中で、市内の感染者は3月1日に1例目が発生（県内初の症例）。その後、週に1・2件の発症判明の状態が続き、3月31日と4月4日には1日に5件の発症が判明した。この辺りから本市における発症の拡大期を迎え、4月7日には1日の発症としては最多の8件の判明を記録した、そこから4月27日までは、ほぼ毎日1～5件の発症判明が続いたが、4月28日以降は週に1件の感染者が判明する程度にまで発生件数としては落ち着いてきた。このように一連の感染者の状況から、5月末をもって感染症対策としては、第1波の波を乗り越えたと判断した。

本報告書作成の目的

さて、この間に本市では数々の対応を進めてきたが、果たして、その対応は適切だったのだろうか。他の手段は無かったのだろうか。もっと上手く進める方法は無かったのだろうか。今回の感染症対策は、全国一斉の「学校休業要請」や「緊急事態宣言発令」など、今までに前例の無い状況下で、手探りの状態で対応を進めてきたが、感染者の状況が小康状態となった今、全庁挙げてこれまでの対応を検証する事で、第2波の感染拡大に備えて、より機動的に対策を進める事ができる体制の構築や万全な備えにつなげる事ができるのではと考え報告書にまとめる事とした。

検証の対象範囲

なお、国・県・市はそれぞれ法令（新型インフルエンザ等対策特別措置法）等に基づき権限や業務の範囲が下図のとおり定められている。本検証は市の権限で行う業務の範囲とする。

<国・県・市の対策区分>

	国	県	市
本部組織	政府対策本部	県対策本部	市対策本部
方針	基本的対処方針 緊急事態宣言	県対処方針	国・県の対処方針を参考に 市対策本部で決定
要請権限など	全般的な方針の決定 接種、検疫、運航制限	県域での方針の決定 蔓延防止のための措置 (休業要請・外出自粛要請) 医療体制の整備	市域での調整、県への要 請、教育への措置 情報発信、相談窓口 検査、疫学調査（保健所）

検証の方法

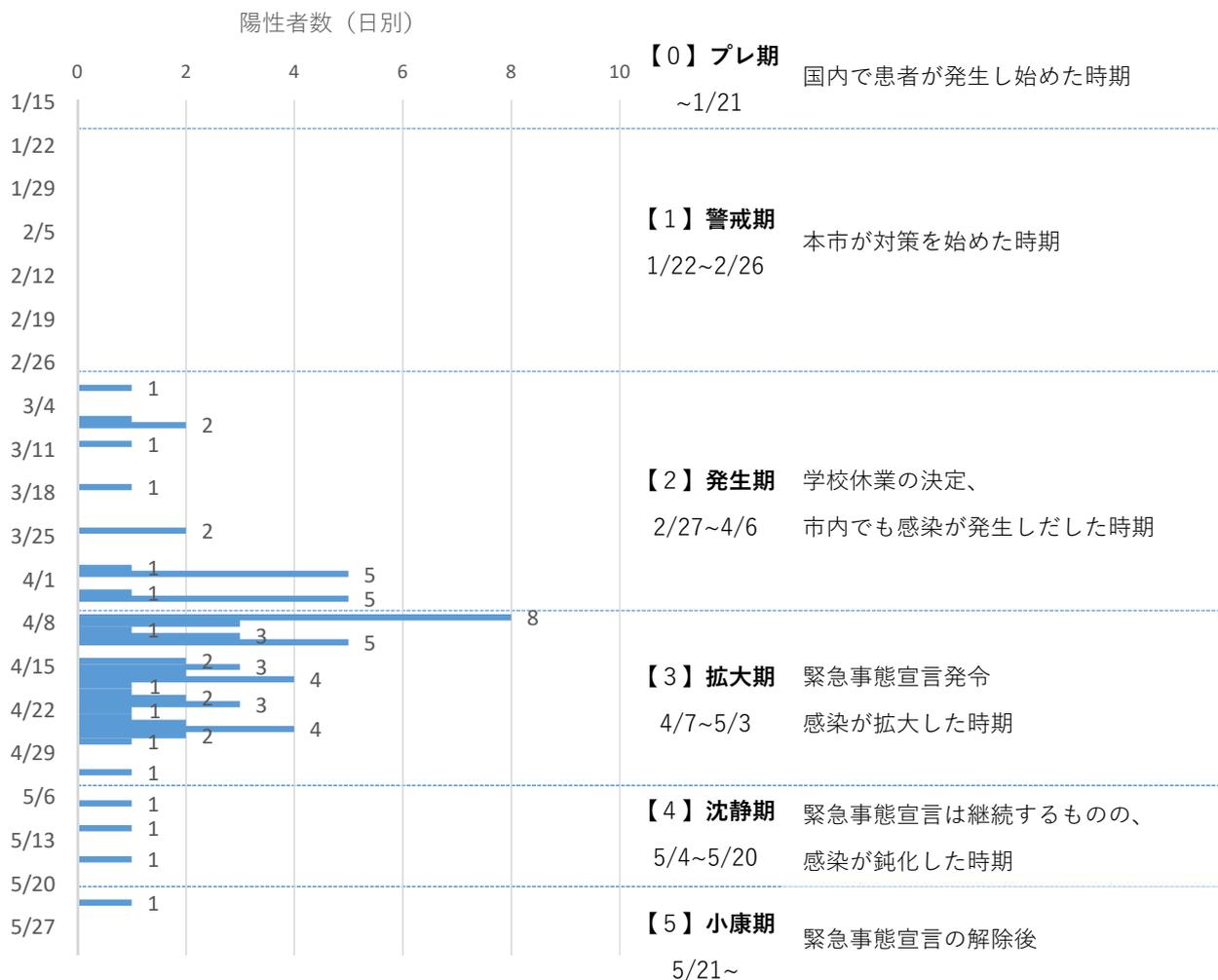
1.検証シートによる各対策・取り組みをチェック

全局でこれまで実施した対策や取り組みの洗い出しを行い、検証シート※により振り返りをするとともに、第2波に備えて見直すべき点や講じるべき対策を記入した。

※検証シート：市として実施した対策や取り組みごとに、開始した時期や手法、効果などを振り返り、第2波に備えて、取り組みの改善点や事前に準備する事などを報告する様式

2.実施時期（フェーズ分け）

各対策を時系列で追った検証についても行うため、実施時期を5つのフェーズに分けて検証した。



3.ヒアリング調査

検証シートだけでは、評価しにくい取り組みや現場の声を聞く必要があった項目については、ヒアリング調査を行なった。

総論

検証の基本的な視点

新型コロナウイルス感染症への本市の対応について、以下の7つの分野に分けて検証を行った。各分野の検証における基本的な視点は次のようなものであった。

- 視点1. 感染者対応・感染拡大防止
- 視点2. 感染予防への取り組み
- 視点3. 市民生活の維持・支援
- 視点4. 事業者支援・経済対策
- 視点5. 子供に対する支援
- 視点6. 市民への広報・情報の取り扱い
- 視点7. 行政機能の維持



それぞれの分野における詳細な検証は、各論に委ねるが、概括的な評価と課題とを簡単にまとめると以下のようになる。

保健体制を維持し大規模な感染拡大を抑止するために

第1波への対応においては、保健所の体制を増強しながら、感染者の把握、積極的疫学調査などを実施したが、結果的にクラスターの発生など、市内で大規模な感染拡大は幸いにも起こらなかった。

しかし保健所の人員体制増強は、状況を見ながらの逐次対応であり、ひとつ間違えば、保健所の業務体制が崩壊してしまう危険性も十分にありえた。今後、感染者が発生した際に、大規模な感染拡大を抑止するため、引き続き警戒を継続するとともに、感染症対策に向けた体制づくりも課題といえる。

感染予防に不可欠な多くの市民の理解と協力を得るために

現時点では新型コロナウイルス感染症に対する有効なワクチンや治療法が確立していないため、外出自粛の要請や各種施設の休館など、市民生活への影響が大きい対策が取られることになったが、各種広報等を通して協力を呼びかけ、市民からも幅広い理解と協力が得られたことは非常に重要な意味があった。

しかし言うまでもなく、再びの感染拡大の発生に備えた準備は常に必要であり、市民の理解と協力につながる工夫、例えばビッグデータを活用した効果測定などを行い、市として効果的な広報などを適切に実施していくことが一層大切になると考えられる。

経済的に大きな影響を受けた市民・事業者を支えるために

新型コロナウイルス感染症の拡大とその感染予防対策によって生じたさまざまな影響を軽減するため、国・県等はさまざまな支援策を実施されたが、本市も市民向け・事業者向けの独自の支援策を策定、取り組みを実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響は非常に大きく、長期化する見込みである。今後も状況を注視しながら、必要性等を勘案しつつ、適切な支援のあり方を考えていくことが必要であろう。

突然かつ長期の学校休業で大きな影響を受けた子供たちを支えるために

首相の要請を受け、本市においても3月3日から学校園が臨時休業となった。突然の休業等により生じた環境の変化は、子供たちの学習面・生活面などに非常に大きな影響を及ぼすこととなった。6月に学校は再開したが、全ての子供たちに対する適切な支援・指導を、それぞれの環境や状況に配慮しながら、実施していくことが求められている。

また、今後の学校運営にあたっては、教員に多くの工夫と取り組みを求めざるを得ない。その中であって教育現場が疲弊せず、教育活動が継続していけるよう、長期的な環境整備と支援も急務である。

西宮市役所が第2波、そして今後の社会活動の再生に取り組むために

新型コロナウイルス感染症への本市の対応については、新型インフルエンザ等対策マニュアルを準用しながら、早期に準備体制を整えることができた。また、感染症対策については、市民・事業者の幅広い協力もあり、なんとか第1波を乗り切ることができた。

今回は、対処方法もまだ明確でない新たな感染症への対応という初めての経験でもあり、時々刻々と変わる状況の中、対策本部も現場もとまどいと葛藤の中での対応となったのが実際のところである。とりわけ、3月中旬から4月上旬に緊急事態宣言の発令が想定される状況下においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持のバランスをどのように確保すべきかという、非常に大きなジレンマの中での判断を行政として迫られた。何が問題であり、何が正解なのか、よくわからない中での判断と実行を行っていくことは非常に困難であった。

事前に整備していた行動計画・マニュアル等により、時宜を得た組織体制を構築し、現場の状況を把握しながら現場への指示をフィードバックする組織的な対応は一定行えたと思うが、判断を急ぐ中で、対策本部と現場で状況判断が異なる場面もあった。また、分野毎に対応のレベルに差が出てしまった部分もあり、市民等からすると統一性を欠くように見えたところがあった点は今後の課題とすべきである。

もちろん、未曾有の事態であり、限られた時間内で、全ての分野において統一性のある判断を行うことは実際には困難を極める。今回、限られた時間と人材・情報等の中で、分野ごとの施策の判断・実施・周知等については、一定の成果を挙げたと言えるのではないだろうか。しかし、刻一刻と変わる状況下で医療、保健、福祉、教育、子育て、経済等の幅広い分野において、必要な情報を収集・分析した上で、市政全般にわたる総合的な見地から分野間の整合も図りながら適切かつ迅速に判断し、市民・事業者等に対し適時・適切に情報を伝達し、的確な施策を実施する能力を高めていくことは、非常時だけでなく平常時においても重要である。このような教訓をもとに、本市として第2波への対応や社会経済活動の再生に向けて取り組んでいくとともに、感染症対策を踏まえた新しい生活様式等を取り入れた新たな社会システムづくりも進めていかねばならない。



市長記者会見



密を避けるために

1. 感染者対応・感染拡大防止

感染者の把握～適切な医療提供～二次感染抑制を保健所中心に構築できた

新型コロナウイルス感染症は治療法などが現時点では確立されていない以上、早期の感染者把握、感染者への適切な医療提供、二次感染の抑制などが非常に重要な意味を持つ。

この点、西宮市においては、感染者（感染疑い例）の連絡体制、積極的疫学調査の実施など、保健所を中心とした取組がうまく機能し、クラスターの発生など大規模な感染拡大がなかったことは幸いであった。

このような対応ができた背景には、①かなり早い段階から発生時への備えができていたこと、②2009年のA(H1N1)型インフルエンザを教訓に作成した新型インフルエンザマニュアルを準用できたこと、③状況の変化に対応するため迅速に保健所の体制強化を行ったこと、などが挙げられる。



外来診療先の確保や感染者の移送については事前の取り決めはなく、対応に課題を残した

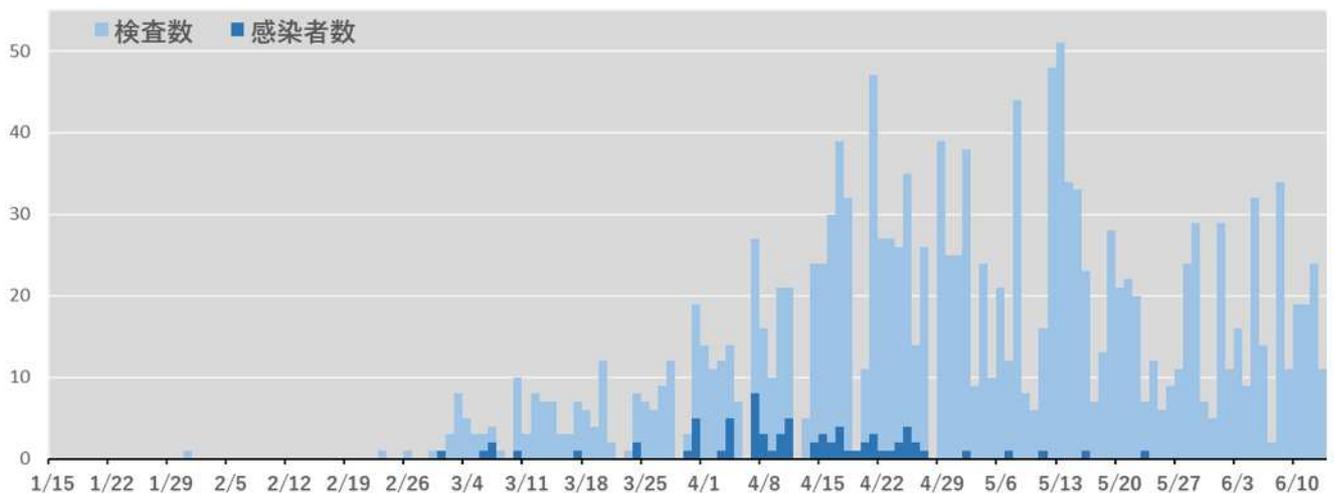
一方で、社会的に初めての対応だったこともあり、外来診療先の確保、感染者の移送などについて想定外の課題が生じ、関係者の努力と協力でも対応してきたことも事実である。今後、マニュアル化するなど、今回の教訓を活かす取り組みが必要であろう。

また、本市では医療体制の崩壊という事態は生じなかったが、万一クラスターが発生するなどしていたら、どうであったかはわからない。今後も感染症に対する警戒は継続する必要がある、保健所の体制強化、自前での検査体制の構築、各種アプリ等の活用など、できる取り組みを進めていかねばならない。



厚生労働省接触確認アプリ

[西宮市におけるPCR検査件数、および陽性患者発生数]



<主な取り組み>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
【0】 プレ期	新型コロナウイルス感染症傷病者への対応を周知（消防局）	<ul style="list-style-type: none"> ・救急対応時の留意点等について指令課及び各署へ通知。 ・全ての傷病者に対し、標準予防策の徹底。 ・搬送後、新型コロナウイルス感染者と判明した場合の対応や消毒の徹底について指示。
	新型コロナウイルス感染症に関する感染症連絡会（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で初の新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴い、市内での患者発生を想定して、市内医療機関との連絡会開催を企画した。
【1】 警戒期	医療機関等からの緊急連絡体制の整備（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時対応のために保健所と医療機関の24時間直通のホットラインを開設した。
	医療相談窓口の設置（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症にかかる医療的な相談・問合せに対応するため、1/31に設置（平日8:45～17:30）。 ・2/10以降、厚労省の方針に沿って帰国者・接触者相談センターとして運用開始。受付時間を19:00までに延長。 ・2/21以降、土日祝日を含む毎日8:45～21:00に延長。
【2】 発生期	帰国者・接触者外来や入院受入先の開拓（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の帰国者・接触者外来を行う病院を増やし、外来枠を拡充した。 ・市内各病院に新型コロナウイルス感染症用の病床を確保・拡充した。
	積極的疫学調査（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・陽性患者から病状経過や行動歴等の詳細を聞き取り、濃厚接触者を特定するなどして、更なる感染拡大を防ぐ。 ・途中から聞き取りマニュアルを作成することで、情報の漏れない質の高いスピーディーな調査ができた。
	非常災害時用備蓄マスクの医療機関等への配布（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品の安定的な確保が困難な状況のため、西宮市内に所在する医療機関、施術所、助産所に対して、市の備蓄マスクを配布した。
【3】 拡大期	西宮市応急診療所における仮設診療所の設置（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ疑いのある患者と一般の患者の動線を分け、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために設置した。
【4】 沈静期	新型コロナウイルス陽性患者の飼養ペット一時預かり（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の入院措置時にペットの受入先の情報提供、ペットの搬送、預かり時のシャンプー等の消毒対応、動物管理センターでの預かり保管、退院時のペット返還等、ペットの預け先確保が困難な患者に対し支援を実施した。
	高濃度アルコールの医療機関等への配布（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品が手指消毒用エタノールの代替品として使用可能になったことを受け、西宮市内に所在する医療機関、施術所、助産所に対して、高濃度アルコール製品を配布した。
【5】 小康期	新型コロナウイルス検査の実施（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）地域外来・検査センターを設置する。 ・新型コロナウイルスの検査を当市保健所でも実施できる体制を構築する。

2. 感染予防への取り組み

多くの市民の理解と協力が得られた

新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発されていない現状では、感染予防は社会全体の、市民一人一人の自覚と取り組みが大きな意味を持っている。

この点、今回の新型コロナウイルス感染症の流行においては、緊急事態宣言の発令、外出の自粛要請、学校園などの休業、イベント・施設の休止など、社会的に大きな影響のある対策が実施された。社会や各家庭においても、ソーシャルディスタンスの取り組みや、マスク着用の励行、手洗いの徹底など、さまざまな取り組みが行われた。これらの取り組みは市民に負担や戸惑いをもたらすこととなった。

しかし、その結果として現在、私たちは「小康期」を迎えることができた。市民一人一人の自覚と協力の賜物であり、感染拡大防止に大きな力を発揮したものといえる。

新型コロナウイルス感染症に対する我が国（そして本市）における感染予防への取り組みは、現時点では国民（市民）を信頼し、「一人一人の自覚」に依拠することが基本的な方針となっている。

今後、社会活動や経済活動が再開されるなかで、この信頼に基づく行動が維持できるよう、本市としても引き続き広く協力を求めるとともに、行政として可能な取り組みを進めていく必要がある。



「みやたん」を活用した公園内表示



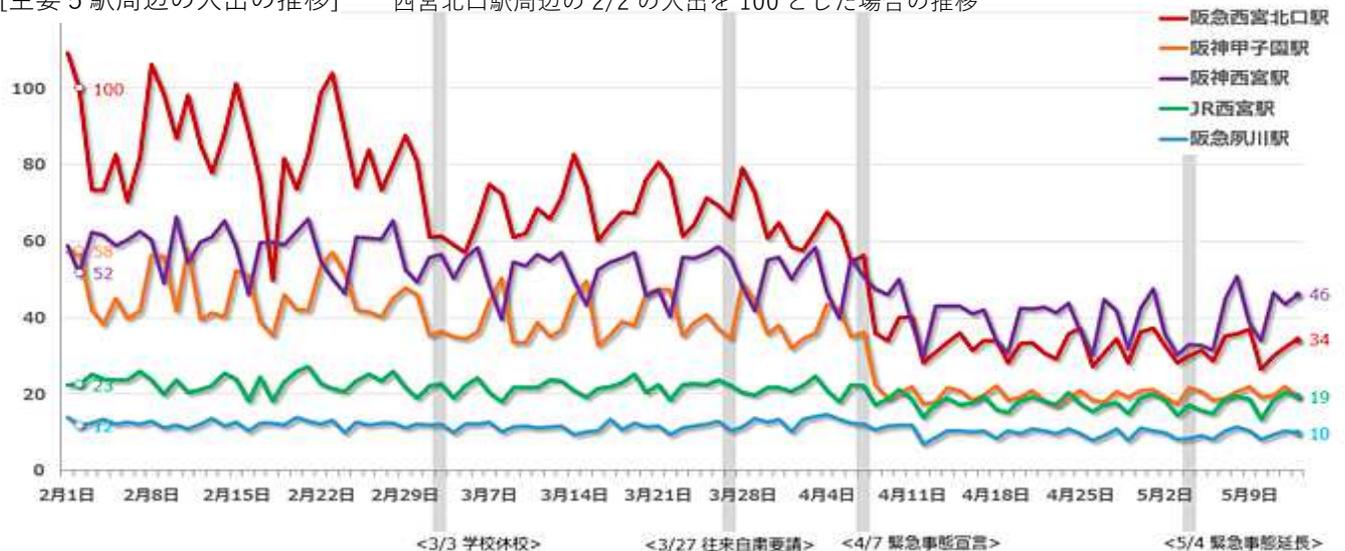
友好都市中国紹興市から届いたマスク



コロナの陽性患者の方、20代の方も増えてきています

石井市長のビデオメッセージ

[主要5駅周辺の人出の推移] 西宮北口駅周辺の2/2の人出を100とした場合の推移



データ提供：ヤフー・データソリューション

第1波の教訓を踏まえて第2波に備える

しかし、感染予防への取り組みは、社会的な影響も非常に大きなものであったことは確かである。

仮に今後、第2波が到来した時、どのような形で対処するかについては、第1波での教訓を踏まえつつ、必要な準備を進めていく必要がある。例えば、第1波においては各種施設の臨時休業などが行われたが、第2波においては、どのように対応するか、実際に発生することを想定した準備を行っておくことは、行政機関はもとより、市民一人一人にとっても必要なことであると思われる。

<主な取り組み>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
【1】 警戒期	各種イベント等の中止	・さまざまな参加者が見込まれるイベント等について、人の密集による感染拡大を防ぐため、中止・延期等の対応を広く行った。
	公共施設等の休館	・広く利用者が集まる施設等についても、できる限り市民サービスを低下させずに、人の密集による感染拡大を防ぐため、例えば、図書館においては利用時間や利用場所を限定し、運動施設においても屋外・屋内施設の利用を区分するなどしながら感染拡大状況に応じて順次、休館等の対応を行った。 (概ね、非常事態宣言の解除まで休館等は継続)
【2】 発生期	学校の臨時休業	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月3日から臨時休業となった(6月に再開された)。
	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	・児童福祉施設等において、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために購入した物品の経費に対して、1施設当たり50万円を上限として補助金を交付した(国庫補助)。
	電話による再診	・中央病院において処方が必要な慢性疾患を持つ再診患者については、来院での診察に替えて、電話での診察を行った。
【3】 拡大期	来庁者抑制の取り組み	・郵送やオンライン申請で可能な手続きについて、市HPに掲載し、市役所への来庁者抑制の取り組みを行った。
	感染予防啓発用みやたんイラスト	・市内で親しまれている観光キャラクター「みやたん」を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のためのイラストを作成し、広報等で活用した。 ・西宮観光協会も、小さなお子様でもわかるようデザインした「3密予防啓発」ポスターを作成し、フリーで活用できる形でデータ公開した。 
	公園での看板設置	・公園利用者に対して2密(密集・密接)回避を呼びかける看板を設置し、屋外であっても意識するよう働きかけた。
	各種の広報・啓発	・防災無線による定時放送(公園周辺のスピーカーで2密対策の啓発)と広報車による巡回啓発を実施した。
【4】 沈静期	妊婦へのマスク配布	・厚労省からの布マスク・・・6月～1人2枚を毎月配布 ・寄付のサージカルマスク&消毒用ジェル・・・5月から配布開始
【5】 小康期	消毒液の配付、配置	・市の施設再開に当たり、感染防止のためにアルコール消毒液の配布

3. 市民生活の維持・支援

多くの市民が早く、正確な情報を求めた

今回の事態、特に緊急事態宣言の発令中において、市民生活はさまざまな制約下に置かれることとなった。そのような中で市民生活を維持し、支援することは行政機関として非常に大切な務めであった。

市民生活の維持・支援に関連して、もっとも注目され、市民からの関心が高かったのは特別定額給付金の支給であった。この給付金の支給についてはマスコミで大きく取り上げられたこともあり、「申請書はいつ届くか」「支給が遅い」など、さまざまな問い合わせが市に多く寄せられた。



特別定額給付金確認作業

また、市民生活の支援という意味では、社会福祉協議会などの関係団体との協力関係が非常に大きな力となった。このような支援のネットワークは非常に重要であり、今後の関係維持・強化が不可欠である。

関係者の多大な努力により、医療・介護・福祉などの各種基盤サービスを維持できた

それ以外にも市民生活を支える基盤としては、医療・介護・福祉などの各種サービスがある。本市としても、これらのサービスを担う事業者への支援などを実施したが、これらのサービスは基本的に対人接触を伴うものであり、感染予防のための取り組みとの両立は非常に困難な部分も多かった。にもかかわらず、これらの基盤が機能し続けたことは、関係者の多大な尽力によるものであるといえる。

効果的かつ効率的な支援に必要な情報が不足した

市民生活の支援に関連する今後に向けた課題としては、効果的な支援策を検討するうえで必要な情報が手に入りにくいことであった。各種の支援策が効果的になされるためにも、今後の必要な情報の収集・分析について意を用いて適切に実施していく必要がある。

[西宮市公式ホームページ内検索ワード（上位10位の推移）]

順位	1月		2月		3月		4月		5月	
	キーワード	件数	キーワード	件数	キーワード	件数	キーワード	件数	キーワード	件数
1	成人式	228	プロポーザル	101	コロナ	355	コロナ	473	給付金	648
2	プロポーザル	88	市政ニュース	81	公民館	182	休校	402	マイナンバーカード	246
3	給与支払報告書	80	用途地域	70	図書館	173	学校	365	マイナンバー	239
4	市政ニュース	70	入札	69	卒業式	143	小学校	322	特別定額給付金	224
5	入札	64	確定申告	56	コロナウイルス	111	学校再開	246	マイポータル びっぴりサービス	213
6	無償化	59	図書館	54	プロポーザル	101	入学式	234	コロナ	208
7	警報	53	阪神タイガース	52	育成センター	100	育成センター	189	82995439	132
8	用途地域	46	人口	52	登校日	86	育成	114	まなみや	129
9	市営住宅	44	マイナンバーカード	51	確定申告	83	図書館	100	10万円	129
10	ゴミ	43	委任状	44	会見	80	発注見通し	90	特別給付金	112

※ 82995439は「個人事業主への店舗賃料支援」のページ番号

<主な取り組み>

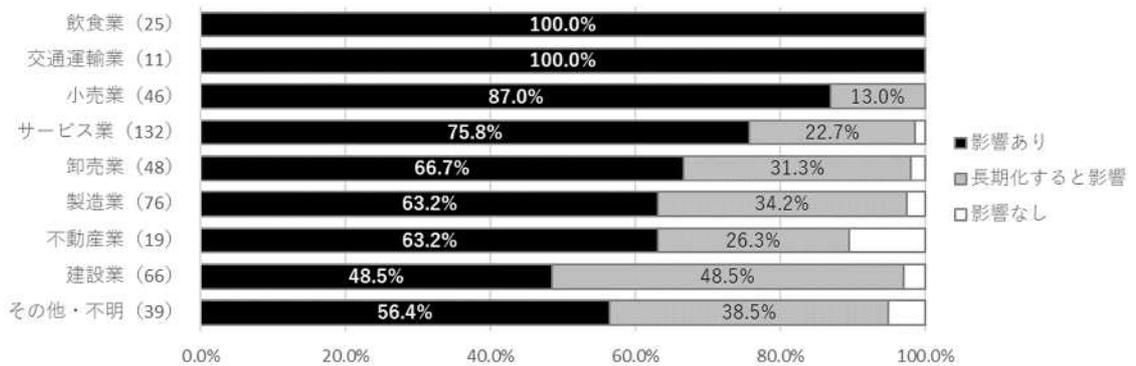
実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
【1】 警戒期	社会福祉施設等への各種通知等の実施、相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等が適切な運営や対応ができるように、厚生労働省から発出された事務連絡等のHP掲載及びメーリングリストでの情報発信し周知した。 ・また、本市の臨時的な取り扱いについても同様に情報発信し周知した。 ・日々変化した新型コロナウイルス感染症の状況の中で、西宮市内に所在する指定介護サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者等からの利用者への対応や運営等に関する相談に対応した。
	営業継続基準（内規）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市内に所在する指定介護サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者からの事業所の運営等に関わる問い合わせに対応するため、営業継続基準（内規）を作成した。
【2】 発生期	衛生用品充足状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内介護施設等における衛生用品（一般用マスク、サージカルマスク、消毒用アルコール、ディスポーザル手袋、ガウン、ゴーグル）の充足状況を調査した。
	非常災害時用備蓄マスクの社会福祉施設、児童福祉施設等への配布【西宮市独自】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、児童福祉施設等において衛生用品の安定的な確保が困難な状況のため、西宮市内に所在する指定介護サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等に対して、市の備蓄マスクを配布した。
【3】 拡大期	特別定額給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・国の政策に基づき、全市民に一律に10万円の給付をするもの。（5/1 オンライン申請開始）
	住居確保給付金相談窓口増設	<ul style="list-style-type: none"> ・4/20 から要件緩和が行われ、支給対象が拡大したため、相談者・申請者が急増することが見込まれた。従来の窓口数（事業者へ委託）では不足することから、厚生課職員による相談窓口を設けた。
	市営住宅の一時使用【西宮市独自】	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇・雇止めにより住戸が居住困難となった者に、一時的な居住の場を確保するため市営住宅を提供することで、生活の再建を支援するもの。
【4】 沈静期	就学奨励の拡充【西宮市独自】	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒のいる世帯に給付している学用品費や給食費等の就学奨励金について、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、家計が急変した世帯についても一定条件を満たした場合は給付できるようにした。
	水道料金の基本料金の減免【西宮市独自】	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的負担の軽減と、手洗い・うがい等の衛生対策の徹底を支援するため、本市契約者を対象に水道料金の基本料金を4か月分減免する。（7月検針分から）
【5】 小康期	児童扶養手当受給者への臨時特別給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済的影響が大きい児童扶養手当受給者に市独自の臨時特別給付金を支給
	特別定額給付金郵送申請書送付	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、国民全員を対象に一律10万円の支給を決めた「特別定額給付金」についての郵送申請書を5/25から順次発送

4. 事業者支援・経済対策

事業者への影響は広範囲にわたる

新型コロナウイルス感染症によって、市内事業者も大きな影響を受けた。西宮商工会議所が実施したアンケートをみても、業種によって差はあるが幅広い業種に影響が及んでいることがわかる。

各種事業者への支援として、本市としては他市に先駆けて、いち早く店舗賃料の支援などの独自の支援策を実施した。その他、国や県の各種支援策の紹介、市が有している既存施策の活用、商工会議所などと連携した取り組みなど、幅広い取り組みもあわせて行ってきたところであるが、その感染症の影響が全国的、全世界的なレベルでの広がりを見せる中、事業者をめぐる経営環境にも、大きな変化が予想される。



(出典) 西宮商工会議所 新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急アンケート (令和2年4月)

フェーズに応じた事業者への支援

新型コロナウイルスの感染が拡大していく中、緊急事態宣言に伴い事業者に対する休業要請が行われた結果、経済活動が急速に縮小し、多くの事業者、個人事業主が倒産・廃業の危機に直面することとなった。こうした「緊急時対応段階」では、事業継続を支援し、雇用を維持するための経済対策が重要である。

一方、新型コロナウイルス感染症が沈静化し、感染拡大の防止と地域経済社会の回復を両立させる「経済活動再開段階」では、事業活動の再開を支援し、地域経済の活性化対策の検討が必要である。また、事業者に対して必要な情報をわかりやすく発信することも考えていく必要がある。



国・県の動向を踏まえ、市が実施できる施策の選択と確実な実施

そんな中、市として対応すべき事業の選択は、国・県の施策では対象外だが支援が求められている場合や、スピード感が必要な場合などの視点から検討を行い、国・県・市からの支援が重層的に切れ目なく展開されるよう行ってきた。

今後とも、市としての経済対策を実施するにあたり、国・県の動向を踏まえ、長期的な視野に立って、各フェーズに応じた市独自の経済対策の立案、具体の取り組みを切れ目なく展開していく必要がある。

<主な取り組み>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
【2】 発生期	利子補給・信用保証料補助 【西宮市独自】	・西宮市中小企業融資制度の一部融資制度を利用した場合に、最初の3年間（または1年間）の利子を補助、及び信用保証料を市が負担することで事業者の資金繰りを支援した。
	セーフティネット等の認定	・中小企業の資金繰りを支援するため、一般保証とは別枠の保証で融資制度が利用できるよう、セーフティネット4号・5号、危機関連保証の認定証を発行した。
【3】 拡大期	宅配・テイクアウト等促進事業 【西宮市独自】	・宅配・テイクアウトを導入する飲食店等を支援するため、一定規模以上の商業団体が行う宅配・テイクアウト事業の導入・実施にかかる費用を補助した。 ・宅配・テイクアウト情報をインターネット等で発信する事業者を支援した。
	商業団体活動継続補助金 【西宮市独自】	・商店街等の商業団体が活動を継続していくために必要な街路灯やアーケード等の維持管理費や、新型コロナウイルス感染症への対策経費を補助することにより、商業団体の事業活動が継続できるよう支援した。
【4】 沈静期	個人事業主への店舗賃料支援金給付 【西宮市独自】	・外出自粛の拡大に伴う影響を受け、売上が減少した個人事業主に対し、事業の継続を支援するため店舗の賃料支援金（1か月上限10万円）を給付した。
	休業要請事業者経営継続支援事業 【兵庫県・県下市町協調事業】	・兵庫県の休業要請等に応じた中小企業・個人事業主を対象に兵庫県と県下市町が協調して経営継続支援金（中小法人上限100万円、個人事業主上限50万円）を支給した。
【5】 小康期	雇用継続支援事業 【西宮市独自】	・従業員の雇用を継続するために、雇用調整助成金等の利用を検討する事業所に対して、臨時相談窓口を設置した。 ・また、個別アドバイスを希望する事業所については、社会保険労務士を派遣する雇用継続アドバイザー派遣事業を実施した。
	文化芸術活動継続支援事業 【西宮市独自】	・休館を余儀なくされた文化芸術施設や、ほとんどがフリーランスとして活動するアーティスト支援のために、映像配信などの新たなチャレンジを支援した。
	障害者就労施設 業務開拓支援事業 【西宮市独自】	・障害者就労施設では、食品や生活雑貨を製作、販売しているが、イベントの中止や企業等からの受注が減少していることから、新たな販路開拓や商品製作に係る経費を補助し、売上げを増加できるように支援するもの
	障害者就労施設 工賃相当額給付事業 【西宮市独自】	・障害者就労施設で働く、障害のある人の工賃が減少している事例がみられることから、工賃が減少した利用者に定額を給付するもの。

5. 子供に対する支援

子供を取り巻く状況は、突然かつ大きく変化した

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、政府の要請を受け、全国的に学校園が休業することとなった。西宮市においても3月3日から休業となり、子供を取り巻く状況は突然に大きく変化する事となった。これは従来の夏休みなどとは異なり、先行きが見えない中での長期休業だったため、子供はもちろん、保護者にとっても多くの心配と不安が伴うものであったと思われる。学校によってメール配信システムや電話連絡、家庭訪問など、利用できる手段を活用して情報発信やコミュニケーションが行われた事例があり、市としても携帯電話の追加配備や郵便料の加配など、学校の取り組みを後方支援した。このような取り組みは、緊急事態下で学校と家庭との信頼関係を維持するうえでも有用であったのではないかとと思われる。しかしその反面、「学校からの連絡がない」「学習課題が示されていない」などの声が保護者から届けられており、学校ごとの対応に差異が生じたことは、今後改善すべき課題ととらえている。



分散登校の様子

学習支援サイト「まなみや」の開設など、子供の学びを止めない取り組みを実施

在宅学習支援については、3月から臨時休業に合わせて、学習支援コンテンツのポータルサイトを紹介、4月20日には授業動画を配信する学習支援サイト「まなみや」を市HP内に開設した。ただし、HPからの一方向の情報発信だけでなく、個々の学習進度や理解度を把握できるような在宅学習支援の対策も講じる必要がある。そのためには、タブレット等のICTを活用した支援策が有効であると考えられ、導入に向けては、子供たちへの使い方の指導や教員のスキル向上、通信環境の確保などの課題を解決する必要がある。

保育現場には多大な負担がかかった

突然の3ヶ月間の学校の休業は、就労家庭にも大きな影響を与えるとともに受入側にも大きな負担となった。特に留守家庭児童育成センターでは長時間の保育を行うための指導員の確保と感染予防対策が必要となり現場の負担感は大きかった。幼稚園や保育所では、乳幼児に対して密接や密集を防ぐ事は非常に難しく、教員や保育士にかかる感染防止対策の負担は大きかった。緊急事態宣言発令後、幼稚園と育成センターは休業、保育所は保護者が医療従事者など社会機能維持のため就業継続が必要な場合に限り受け入れる特別保育を実施し、医療現場や社会機能の維持を支えた。

今回、学校では育成センターに通っていない就労家庭の児童（3年生迄）を預かる取り組みを行った。また、緊急事態宣言発令以降、育成センターの児童も含め、学校施設を利用した預かり事業を実施した。午前中は教員等、午後からは育成センター指導員を配置して学校と育成センターが連携して見守りを行ったが、前例の無いケースだった事も有り、多少調整に時間を要した。第2波以降に再度、学校が長期間休業する事になっても、できるだけスムーズに対応できるよう、施設の使い方や協力体制など学校と育成センターとの調整が求められる。

学校を再開するも、教員への負担は激増

学校は6月から再開する事ができたが、分散登校など感染予防対策を講じつつ段階的な再開となった。学校現場では、教員が授業以外に消毒や清掃、施設の換気などの予防対策などを行っており、負担も多くなっ

ている状態である。今後も対応が長期化することを見越し、学校現場が疲弊せずに教育活動を継続できるような、また第2波が到来したときにも適切に対応できるような取り組みと準備が必要である。

学校給食の対応

学校の臨時休業に伴い学校給食を長期間停止することになった。また、夏季休業期間中の授業日における給食については、小学校のみで希望者に簡易給食を提供することとした。この対応については、保護者などから様々な意見があった。家庭状況によっては子供への昼食の提供が大きな負担になったと思われる。今後の感染拡大によって再び臨時休業することになった時の対応については、十分な検討が必要である。

配慮を要する子供たちへの支援を継続できた

また、配慮を要する子供たちにとっては、このような環境の大きな変化の影響は大きいものであり、その支援の必要性はより高くなる。緊急事態宣言の発令下、各種機関の活動は制約を受けたが、そのような状況下でもこども未来センターをはじめ様々な機関で一定の支援を継続されたことは評価すべきである。今後の第2波到来に備え、今回の支援の振り返りと今後に向けての準備も大切である。

<主な取り組み>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
【2】 発生期	学校等の臨時休業期間中における状況把握	・学校等での支援対象児童や家庭の状況把握が難しくなり、必要な支援が行き届かないことが危惧されることから、西宮市要保護児童対策協議会では構成機関との緊密な連携により、支援対象児童や家庭の状況把握に努めた。
	こども未来センターにおける各種支援	・学校の臨時休業や福祉サービス利用の自粛に伴い、電話相談に対応したほか、利用者の家庭での状況や保護者の困りごと等を電話で確認した。
	支援を要する児童生徒を学校で受け入れる窓口	・臨時休業により放課後等デイサービスでの受け入れを希望しなかった家庭に対して、学校で受け入れる調整を行った。
【3】 拡大期	放課後等デイサービスへの支援	・医療的ケアの必要のある児童が在籍している放課後等デイサービスに対して学校看護師を派遣した。
	在宅学習支援	・3月以降、学習支援コンテンツポータルサイトの紹介、学習コンテンツの紹介(4/9)を実施。 ・4/20に学習支援「まなみや」を開設し、以降授業説明動画なども順次公開。
	こども未来センターにおける各種支援	・わかば園(こども未来センターの通所支援部門)休園に伴い、新型コロナ対応や家庭保育等に不安を持つ保護者への支援として週1回の電話による相談支援を実施した。
【4】 沈静期	学びの指導員の拡充配置	・通常の配置時間を拡充し、学校での預かりや学校再開後の教育活動を支援する人材を、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に週3回、1日4時間程度で配置した
	子どもの食サポート事業	・小中学校等が臨時休業となり、給食が無くなった上、低額で夕食を提供する子ども食堂も活動休止を余儀なくされた。支援が必要な子供たちに対し、子ども食堂が昼食(弁当)等を無償提供する場合に経費の一部を補助する制度を創設。
【5】 小康期	幼稚園への支援員(保育補助員)の配置	・幼稚園再開後の教育活動を支援する人材を全ての幼稚園全てに配置した。
	学校等の臨時休業期間における子供の活動支援	・感染状況に応じて臨時休業期間終了までの間、身体活動が低下しがちな子供たちを支援するため、見守りを行いながら屋外運動施設を無料開放した。

6. 市民への広報・情報の取り扱い

国や県、関係機関との情報共有

新型コロナウイルス感染症による感染拡大は、正に市民生活の安全・安心を脅かす危機事案であった。伝えるべき情報は、感染者状況や感染防止対策、各種支援策など幅広く、情報は日々更新されていった。また、国は、事前通知なく新たな方針や施策を発表することがあり、市民からの問合せに市としての回答ができず、結果、多くの苦情が寄せられるなど対応が後手になることもあった。危機発生時における、市民へ伝わる広報のあり方、情報の取り扱いの重要性が改めて問われることとなった。

市民にとって必要な情報を伝えるための広報

早期に医療や生活一般に関する電話相談窓口を開設するとともに、市公式ホームページ内に新型コロナウイルスに関する緊急サイト（多言語情報サイトを含む）を作成し、相談体制の構築や市民・事業者に必要な情報が伝わるための広報に努めた。また、市長自らによる記者会見の実施や動画による市民へのメッセージ配信のほか、市長個人の SNS で情報発信するなど、市民の安心感につながる広報に継続的に取り組んだ。

今回の特徴の一つとして、マスメディアでの話題が、直ちに電話相談や市民の声（メール）として多く寄せられたことがあり、市民がいかに関心を持ち情報を必要としていたかが窺えた。また、個人や事業者に対する各種支援策を分かりやすく取り纏め、緊急サイト

での公開や新聞折込みによる広報を行ったことにより、生活一般相談窓口への問い合わせ等が急減したケースは、必要な情報が伝わった良い例であった。

【「市民の声」に寄せられた内容の内訳（フェーズ毎）】

	保健・医療	教育	生活の規制	収入・生活等	その他
警戒期（2.7件/日）	40.7%	7.4%	44.4%	0.0%	7.4%
発生期（30.4件/日）	8.2%	77.1%	8.3%	1.4%	5.0%
拡大期（28.9件/日）	8.2%	20.3%	35.1%	20.9%	15.5%
沈静期（16.0件/日）	6.3%	15.8%	18.0%	35.7%	24.3%
小康期（8.5件/日）	6.7%	44.5%	8.4%	28.6%	11.8%

特性を活かした広報媒体・手法の選択

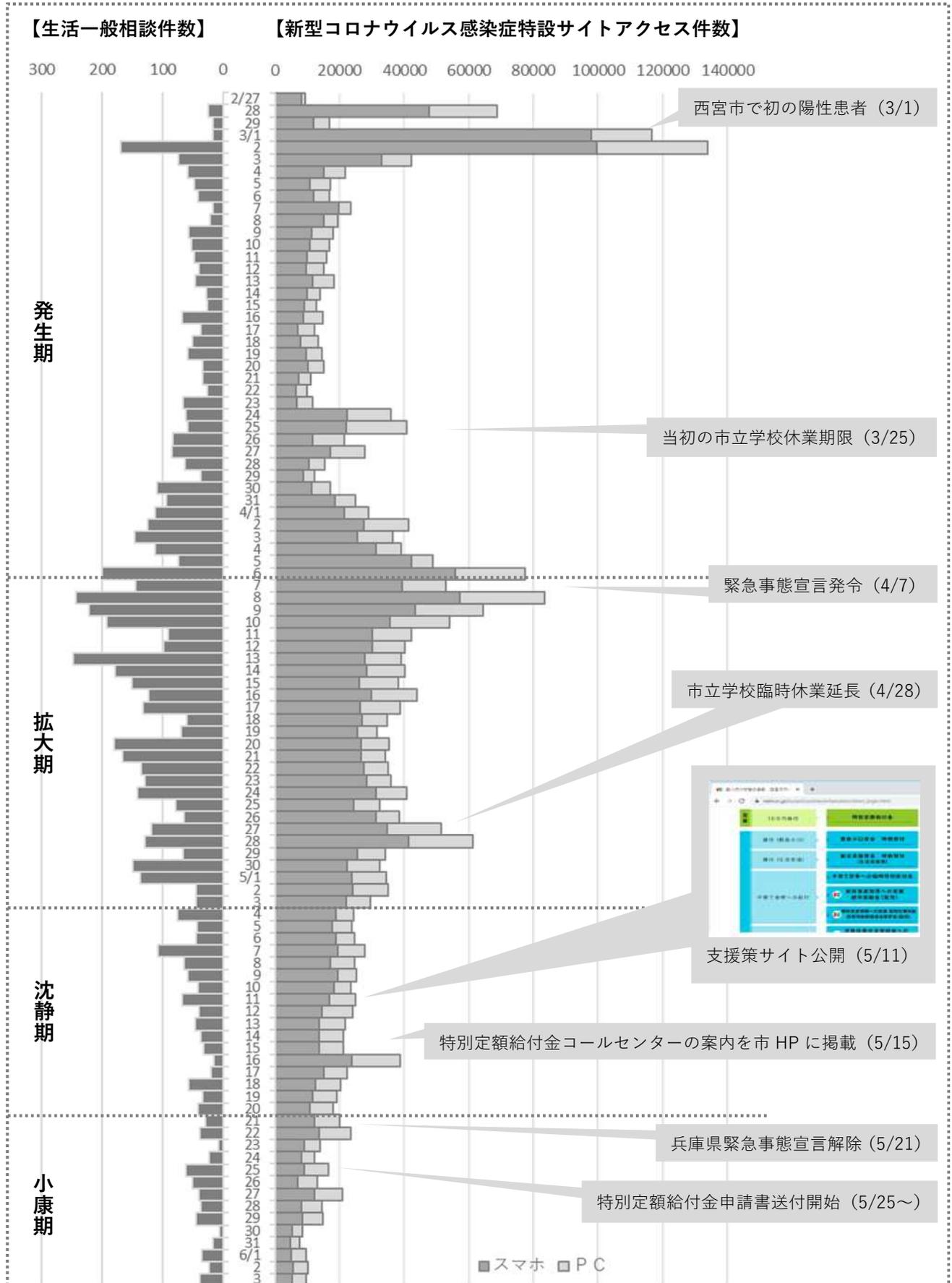
市民への広報は、市政ニュースや市公式ホームページ、SNS、さくら FM、ケーブルテレビ（ベイコム）、広報掲示板、チラシ等の様々な媒体を活用したが、広報媒体の特性に応じた対応が重要である。市政ニュースは、全戸配布で月 2 回発行（3/19 に臨時号発行）している最も強力な広報媒体であるが、掲載量に制限があり、即時性には欠ける。一方、市公式ホームページは、掲載量の制限はなく即時性にも優れているが、自らアクセスする必要があることや利用する環境が必要となる。SNS は、市公式サイトの利用率向上や情報の拡散が期待できるが、事前の利用登録が必要である。

地域の放送局としての特性を活かし、さくら FM は、通常音量による自動起動での情報発信など、防災ラジオとして新たな取り組みも行った。ベイコムは、L 字放送などで危機発生時対応を継続実施した。

記者クラブへのプレスは、市内で県内初の感染者が発生した 3 月 1 日以後、土日を含め毎日行った。広範なエリアへの情報発信が期待できる一方、適切に対応できる体制作りにも努める必要がある。

また、市から様々な情報を発信する際には、「情報の出し方」「説明の仕方」を整理し、統一的な発信ができるような仕組みの構築が必要である。その際には、単なる情報発信に留まるだけでなく、適切な広報によって市への信頼性が向上するとともに、市民・事業者が実効性のある感染症対策を取るよう行動変容に資する視点も忘れてはならない。

<新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ・アクセス件数>



7. 行政機能の維持

危機管理体制を早期に構築できた

新型コロナウイルス感染症に対する西宮市の危機管理体制は、1月22日に保健所と防災部局による対策調整会議の設置をもってスタートした。市内での患者の初発生が3月1日であり、相当早い時期といえる。

その後、1月29日に危機対策室に、2月27日には新型コロナウイルス感染症対策本部へと順次移行し、3月2日にBCP（緊急度に応じて業務を選別する業務継続計画）を発動した。

体制が早期に構築されたことで、全庁的な情報の共有や方針決定が可能となった。緊急性・優先度の低い業務の中止・延期したことにより、コロナ対応業務への大量動員、感染症対策に必要な人事異動などの対応につながった。また、市BCP発動を受け、市議会でも議会BCPが3月2日に発動され、「西宮市議会災害対策支援本部」を設置、市議会と市の窓口が一本化された。同支援本部の役員会議を通じて、市議会との情報共有及び意見交換等を行ったことで、コロナ対策を行う上での協力体制が構築され、本市が対策実施を進める上で大きな意味があった。なお、市議会BCPは、緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月31日をもって解除され、同支援本部は解散されている。

組織面では、4月10日に健康福祉局に新型コロナウイルス感染症対策室（部相当）を設置、同室内に調整担当参事（課長級）を複数配置し、県や医療機関など他機関との調整や情報収集・提供に当たるとともに市民対応等を強化した。4月17日には、市民局に臨時給付金対策室（部相当）及び同室に臨時給付金担当課を設置し、国の特別定額給付金の申請受付・給付事務に着手した。

現場は日々の対応に追われた

事態が急速に推移する中、危機管理については本市としてもそれなりの準備をしていたつもりであったが、実際の現場でのギャップは想像以上のものであったといえる。

職員が感染した場合に業務が停滞する恐れがあることから、職員が感染した場合の対応マニュアルを急遽策定した。また、備蓄していた職員用マスクを全職員に配布し、執務中に着用することとしたが、業務継続という面で、備蓄の重要性が再確認された。

窓口カウンターでのアクリル板やビニールカーテンの設置などを進めるとともに、郵送やオンライン申請の勧奨など、来庁を抑制する取り組みも行った。これらは各所管課によって迅速に行われたものだが、今後、全庁での継続的、統一的な取り組みとして実施することが望ましいといえる。

在宅勤務の取り組みも開始したが、感染予防としての意味だけでなく、今後の行政としての業務継続のためのリスクヘッジとしても機能し得るものといえる。今回の在宅勤務で明らかになった課題などを踏まえ、より運用しやすい形への改善が期待される。

[方針決定等に関わる主な会議の開催状況]

会議名称	参加者（機関）	回数
対策調整会議	保健所、防災	3
感染症対策連絡会	医師会、 疑似症6医療機関、 災害対策課、救急課、 中央病院	3
危機対策室会議	保健所、防災、 消防、広報	11
対策本部会議	市長以下、庁内局長級	94



窓口の仕切り・ビニールカーテン

今回はなんとか乗り切ったが、次に備えた体制づくりが必要

現時点までの本市の取り組みは一定水準の対応を行うことができたと評価できる。しかし、未知の感染症である新型コロナウイルスへの対応は長期的な取り組みである。今後、通常の行政事務を行いながら、第2波の発生や自然災害などの緊急時にも即応できる体制づくりが必要である。

<主な取り組み>

実施時期	対策・取組の内容	ねらい・内容
【0】 プレ期	国、県等からの通知整理の一元化 (防災危機管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の県内、市内発生に備え、各関係機関からの通知を基に、情報収集を行った。 ・コロナ対応が刻々と変化する中、コロナに係る全ての資料を集約することで、内容を読み取り、担当局への対応依頼、情報提供等を速やかに行うとともに、危機管理監が属する事務局が全ての情報を把握することは、危機管理の観点からも良い判断であった
【1】 警戒期	調整会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・1/22～保健所と防災危機管理局で調整開始（調整会議） ・1/29～食中毒・感染症対策マニュアルに従い消防局や広報課も加え「危機対策室」を設置。
【2】 発生期	対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・市としての感染症対策を総合的かつ強力に進めるため、市長を本部長とする対策本部を2/27に設置した。 ・以降、ほぼ毎日、本部会議を開催し市の対応方針の決定と情報共有等を行った。 ・市の対策本部体制への移行については、感染者の動向や国の動きに対応する形で段階的に行ったが、既に危機対策室会議で調整を進める事ができていたため、2/27に首相から全学校の休業の要請があった際もスムーズに本部体制への移行ができた。
	B C P の発動	<ul style="list-style-type: none"> ・3/2各課に通知（不急の業務を停止しコロナ関連業務に注力するよう各課に依頼）し、B C P 発動した。 ・市の主催するイベントの中止や窓口業務等の縮小により、不要不急の市民の移動を抑制することに資する事ができた。また、相談窓口や給付関連業務への動員や人事異動が円滑に行う事ができた。 ・現B C P は発災後の復旧をベースに作成していた事から発動の決定基準が合わなかったため、今回は本部決定として発動した。
	ビニールカーテンの設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所業務を継続しつつ、感染拡大を予防するため、各課の窓口カウンターにビニールカーテン等を設置した。
【3】 拡大期	来庁抑制の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の外出を極力減らすだけでなく、窓口職員への接触機会を減らすため、市政ニュースや市HPに郵送・ネット・電話・コンビニで対応が可能な手続きを掲載。
	在宅勤務の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間の感染拡大防止のために在宅勤務を実施。テレワーク用機器も情報企画課から各局に配備された。

おわりに

「小康期」は、対応の終わりを意味しない

現在、西宮市においては新型コロナウイルス感染症への対応について小康期を迎え、社会活動なども再開されつつある。しかし、感染症への対応が終わったことを意味するものではない。検証で使用しているフェーズ分類では現在は「小康期」としているが、第2波がいつ到来しても不思議ではない。

忘れてはならない3つのポイント

現時点において、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの開発や普及、あるいは治療方法の確立はなされていない。市として、これからも新型コロナウイルス感染症への対策を継続していかなければならない。

そのために、以下の3点について忘れてはならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症について、残念ながら状況を完全にコントロールすることはできないこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の脅威は全く除去されていない中で、社会活動を継続・再開させなければならないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、社会の構造を大きく変えてしまったこと。

「新しい社会」を目指す取り組み

先に挙げた3点は、「元通りの社会」は戻ってこないことを意味している。つまり、否応なしに「新しい社会」を目指す取り組みが要請されているのである。

これはいわゆる「新しい生活様式」がもたらす生活習慣の変化にとどまるものではなく、社会の価値観、教育のあり方、企業の経営環境、行政の在り方、などすべての枠組み、パラダイムが変わってしまうことを意味する。

残念ながら、現時点では「新しい社会」の全体像は見えていない。しかし、それが見えないからといって、自治体としての判断や行動を停止するなど、いたずらに座視することは許されない。

第1波の経験を活かすために

今回、7つの分野に分けて検証を行った。それぞれの分野において、さまざまな取り組みが行われ、うまくいったケース、うまくいかなかったケース、現時点では判断できないケースが混在しているのが実際のところである。また、うまくいった場合でも、たまたま幸運に恵まれたということもあろう。

だからこそ、次に備え、第1波での対応の経験から教訓を汲み取っていくことが重要となる。これまでの経験と、得られた資料や情報を収集・分析することは、先行きが見えない新型コロナウイルス感染症への対策を行うときに、重要な意味をもつものと思われる。

今後の第2波の到来に備え、そして「新しい社会」に向けて、この検証を役立てていく。

參考資料

新型コロナウイルス感染症に対する西宮市の主な取り組み

	【0】プレ期（～1/21）	【1】警戒期（1/21～2/26）	【2】発生期（2/27～4/6）
【1】 感染者対応・ 感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症傷病患者への対応を周知（消防局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する連絡会（保健所・医療機関） ・医療機関等からの緊急連絡体制の整備 ・保健所と救急課が情報共有及び対応協議 ・医療相談窓口開設（保健所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来や入院受入先の開拓（保健所） ・入院調整（保健所） ・積極的疫学調査（保健所） ・備蓄マスクの医療機関等への配布（保健所）
【2】 感染予防への 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒薬などの備蓄（防災） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベント等の中止・延期 ・施設等の休館 ・イベント用消毒液貸し出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園の休業 ・新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（児童福祉施設等の感染防止対策を支援） ・乳幼児健康診査（集団）の中止（保健所） ・健康教育の中止（保健所） ・電話再診の開始（中央病院） ・消毒作業（環境衛生課）
【3】 市民生活の 維持・支援		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からの事務連絡等の社会福祉施設等への周知 ・西宮市の臨時的な取扱いの社会福祉施設等への周知 ・生活衛生関係事業者への広報 ・営業継続基準（内規）の作成（※福祉関連） ・社会福祉施設等からの相談の対応 ・社会福祉施設等での感染者の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金の支払いに関する相談 ・介護保険料の納付相談について広報 ・衛生用品充足状況調査（※介護施設等） ・家でできる介護予防体操の普及啓発 ・家でできる健康維持のポイント ・消毒用エタノール配布（福祉施設） ・育成センター開所、学校での預かり
【4】 事業者支援 ・経済対策			<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市中小企業融資制度の利子補給・信用保証料補助 ・セーフティネット等の認定
【5】 子供に対する 支援			<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場開放事業 ・さくらFM特別番組「みんな、待っているよ!」（※先生から子供たちへのメッセージ放送） ・学校休校・再開等に関する翻訳業務 ・学校等の臨時休業期間中における状況把握（子供家庭支援課） ・電話相談への対応（こども未来センター）
【6】 市民への広報・ 情報の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> ・市政ニュース、さくらFM、ケーブルテレビ（ベイコム）、SNSなど各種媒体による広報（全期間を通じて継続実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長記者会見 ・一般相談窓口開設 ・感染者個人情報の公表基準 ・市政ニュース臨時号発行（3/19号） ・市ホームページにコロナ緊急サイト開設 ・感染者情報、及び市の対応のプレス ・さくらFMによるコロナ情報ニュース特別番組 ・ベイコムによるL字型表示での情報発信 ・チラシ作成、掲示板掲示 ・自治会にチラシ配布
【7】 行政機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、関係機関からの通知整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策調整会議設置 ・職員へのマスク配布、手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部設置 ・BCP発動 ・保健所に新型コロナ対策室設置 ・ビニールカーテン、パーティション設置 ・通知の発出（勤務条件・有事対応等） ・保健所職員の業務負担軽減

【3】拡大期 (4/7~5/3)	【4】沈静期 (5/4~5/20)	【5】小康期 (5/21~)
<ul style="list-style-type: none"> ・入院調整・転院先調整(保健所) ・西宮市応急診療所における仮設診療所の設置(保健所) ・陽性患者の移送を実施(救急課) ・陽性軽症者の宿泊施設における火災時の対応検討(警防課) ・寄付マスク等の医療機関等への配布(保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者の飼養ペット一時預かり(保健所) ・公費買い上げ高濃度エタノール製品の医療機関等への配布(保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス検査の実施(保健所)
<ul style="list-style-type: none"> ・来庁抑制の取り組み(郵送など) ・感染症予防啓発(ポスター作成など) ・主要駅における人流データの分析・公表 ・公園に2密回避を呼びかける看板の設置 ・広報車巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦へのマスク配布等(保健所) ・4か月児健康診査(集団)を個別健康診査に切り替え(保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の配布、配置 ・施設等への衛生用品等の支給による感染防止対策 ・避難所等における感染症対策資機材購入 ・感染予防対策を強化した乳幼児健診(集団)および健康教育の再開(保健所)
<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金相談窓口増設 ・市営住宅の一時使用 ・自転車等駐車場使用料の取扱い ・特別保育に移行 ・寄付マスクの配布 ・臨時給付金担当課設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道基本料金の減免 ・就学奨励の拡充 ・各種健康教育の資料をHP上に公開(保健所) ・公費買い上げ高濃度エタノール製品の社会福祉施設等への配布 ・特別定額給付金受付開始(オンライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の減免制度創設 ・介護サービス継続支援事業 ・濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業 ・ICT導入支援事業(※福祉関連) ・児童扶養手当受給者への臨時特別給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・ひとり親世帯臨時特別給付金 ・特別定額給付金郵送申請書送付 ・WEBオンラインスポーツ教室事業
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大等による外出自粛推進補助金 ・感染症拡大等による商業団体活動継続補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主への店舗賃料支援金給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動継続支援事業 ・雇用継続支援事業 ・障害者就労施設 業務開拓支援事業 ・障害者就労施設 工賃相当額給付事業
<ul style="list-style-type: none"> ・サイト「みやたと遊ぶ」 ・ひとり親家庭の子供の生活・学習支援事業の利用者へのテキスト等の配付(子供家庭支援課) ・「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく支援対象児童等の状況把握(子供家庭支援課) ・電話再診の開始、診察の継続、発達検査及び一部リハビリの再開(こども未来センター) ・わかば園保護者への支援(こども未来センター) ・自宅でできる環境学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まなみや」設置 ・さくらFM特別番組「みやっ子ホームルーム」及び「宮っ子効果」 ・乳幼児健診の配布資料をHP上に公開(保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再開 ・学校園の新型コロナ対策まとめサイト作成 ・屋外運動施設の無料開放 ・子どもの遊び場開放事業 ・子どもの食サポート事業 ・「あすなる学級みらい」再開
<ul style="list-style-type: none"> ・広報車や防災スピーカーでの注意喚起 ・生活一般相談窓口開設外部委託 ・コロナ対応みやたんイラスト ・「市民の声」(文書、メール)の取扱いの見直し ・所管課のない相談・苦情への対応(危機管理室・市民相談課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策インデックスHP掲載 ・多言語翻訳(定額給付金申請案内関係、コロナ対応HP多言語版の更新) ・緊急告知ラジオによる自動鳴動 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援策一覧チラシ作成、配布 ・各種団体からの要望受け、要望回答懇談会の開催等の基準の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務、時差出勤の取り組み ・Web会議の導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・休止していた各種の業務再開

本市における財政措置 ～補正予算の概要～

新型コロナウイルス感染症対策を進めるための財政措置として、本市では次のとおり補正予算を行った。

■令和元年度 3月補正（令和2年3月23日／第6号補正）

補正額：	217,800千円	<一般財源：100,000千円>
（内訳）	・ 児童福祉施設等感染防止対策支援 117,800千円	（児童福祉施設等の感染防止対策を支援）
	・ 予備費 100,000千円	（感染症対策の予備費）

■令和2年度 当初補正（令和2年3月23日／第1号補正）

補正額：	54,968千円	<一般財源：54,968千円>
（内訳）	・ 勤労者福祉事業 240千円	（労働相談の拡充）
	・ 中小企業融資あっせん事業 54,728千円	（市融資の拡充及び金融相談の体制強化）

■令和2年度 4月補正（令和2年4月24日／第2号補正）

補正額：	367,945千円	<一般財源：311,053千円>
（内訳）	・ 結核感染症予防対策事業 110,644千円	（PCR検査委託費）
	・ 地域商業活性化対策事業 248,000千円	（店舗等賃料支援金 等）
	・ 学校保健管理事業 9,301千円	（サーモグラフィカメラ）

■令和2年度 4月専決（令和2年4月30日／第3号補正）

補正額：	50,141,799千円	<一般財源：296,323千円>
（内訳）	・ 特別定額給付金事業 49,213,388千円	（特別定額給付金関係経費）
	・ 児童手当支給事業 571,257千円	（臨時特別給付金）
	・ 生活困窮者自立支援事業 94,160千円	（住居確保給付金の対象拡大）
	・ 一般事務経費 1,716千円	（住居確保給付金の事務費）
	・ 地域商業活性化対策事業 234,253千円	（経営継続支援金の委託費）
	・ 休館施設の使用料還付金 27,025千円	（休館した施設の使用料還付金）

■令和2年度 5月補正（令和2年5月22日／第4号補正）

補正額：	948,956千円	<一般財源：756,991千円>
（内訳）	・ 感染予防対策 135,581千円	（避難所等の感染症対策経費）
	・ 介護施設等対策支援 48,688千円	（介護サービス継続支援 等）
	・ 障害福祉サービス事業所対策支援 31,900千円	（障害福祉サービス継続支援等）
	・ 児童福祉施設等感染防止対策支援 130,676千円	（児童福祉施設等の感染防止対策を支援）
	・ 子育て世帯支援と学習支援 334,572千円	（就学奨励金の対象拡充 等）
	・ 地域経済支援 217,049千円	（店舗賃料支援対象拡充 等）
	・ 報酬及び給与の減額 ▲81,773千円	（市議会議員、常勤特別職等の報酬等減額）
	・ 新型コロナウイルス感染症対策基金の設置 82,263千円	（減額した報酬等を基金へ積立）
	・ 予備費の増額 50,000千円	

寄附・寄贈の概要

新型コロナ対策みやっこ元気寄附金

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、市民や企業、団体の方から寄附を通じた支援の申し出が寄せられた。そこで5月22日より「新型コロナ対策みやっこ元気寄附金」の受付を開始した。

寄せられたご寄附は、本市が実施する新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用を予定している。

令和2年6月12日時点の受け入れ状況

寄附件数	104件
寄附総額	15,306,670円

寄贈物資

中国において感染が拡大していた2月に、友好都市である紹興市に本市から現地で入手困難な非接触型体温計を送った。その後、日本国内での感染が広がった3月末には、紹興市から現地で生産が再開された医療用マスク(38,000枚)と防護服(1,000着)、ゴーグル(3,000個)を寄贈していただいた。

医療機関などでは、防護服やゴーグルなどの医療用防護具の不足が懸念され、保健所や福祉施設などでは、業務に必要なマスクなどの衛生用具が入手困難となっていた。そのような中、多くの方々から物資の寄贈が寄せられた。また、4月27日～5月末に医療用防護服やその代用品として雨合羽などの寄贈をHPなどで呼びかけたところ非常にたくさんの物資が集まった。寄贈された物資は、医療機関や福祉施設等に順次配布をした。

令和2年5月31日時点の受け入れ状況

寄贈件数	市民の方から	116件
	事業者・団体から	48件

寄贈物資	雨合羽	約11,500着
	防護服・ガウン	約2,300着
	手袋	約800着
	キャップ	約1,100着
	フェイスシールド	約3,000個
	ゴーグル	約3,600個
	マスク	約159,000枚
	N95マスク	約7,900枚
	消毒液	約3,300個
	※その他、除菌シート、長靴等	

この度、ご寄附・ご寄贈を頂きました皆さまには改めて御礼申し上げます。

